

## 絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（骨子案）

※下線は平成 24 年 12 月 27 日の野生生物部会時点の骨子案から変更・追加した点

### 第 1 章 背景

#### (経緯)

平成 20 年 6 月 6 日 生物多様性基本法 成立・施行

平成 22 年 3 月 16 日 生物多様性国家戦略 2010 の決定

平成 24 年 3 月 27 日 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検結果とり  
まとめ

平成 24 年 9 月 28 日 生物多様性国家戦略 2012-2020 の決定

平成 25 年 3 月 26 日 絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措  
置について（中央環境審議会答申）

平成 25 年 6 月 12 日 種の保存法改正法 公布

- 生物多様性基本法及び生物多様性国家戦略 2010 を踏まえ、平成 23 年度、環境省では絶滅のおそれのある野生生物の保全について、これまでの我が国の政策の実施状況を点検した。点検は、①我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検と、②希少野生生物の国内流通管理に関する点検の 2 つに分けて実施され、それぞれの有識者による点検会議において、今後取り組むべき課題等が提言されたところ。
- その後、平成 24 年 9 月には、生物多様性条約の戦略計画 2011-2020（愛知目標）を踏まえた我が国の生物多様性国家戦略 2012-2020 を閣議決定した。生物多様性国家戦略 2012-2020 では、愛知目標の個別目標 12 を受けて、以下の個別目標 C-2（抜粋）を定めている。

「2012 年版環境省レッドリストにおける既知の絶滅危惧種において、その減少を防止するとともに、新たな絶滅種（EX）となる種（長期に発見されていない種について 50 年以上の経過等により判定されるものを除く）が生じない状況が維持され、2020 年までに、最も絶滅のおそれのある種である絶滅危惧 I A 類（CR）又は絶滅危惧 I 類（CR+EN）については、積極的な種の保全や生物多様性の保全に配慮した持続可能な農林水産業の推進による生息・生育基盤の整備などの取組によりランクが下がる種が 2012 年版環境省レッドリストと比べ増加する。」
- この目標の達成に資する具体的施策の一つとして、上記の点検結果を受け、絶滅のおそれのある野生生物種（絶滅危惧種）の保全を全国的に進めるための基盤として、保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ戦略を作成することが記述された。
- 平成 24 年 12 月、点検結果を基本に「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について」中央環境審議会に諮問し、パブリックコメントを経

て平成 25 年 3 月に答申を得た。答申では、種の保存法について登録票の管理方法等の改善や罰則の強化を早期に講じて、希少野生動植物種の国内流通を適切に規制し管理するとともに、我が国の絶滅危惧種の保全の取組を全国かつ計画的に進めるため、絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略で、基本的な考え方や具体的な施策の展開方法についても示すものとされた。

- 罰則の強化を含む種の保存法改正法は平成 25 年 6 月に成立。国会審議においては、絶滅危惧種の保全のための今後の検討課題について様々な議論がなされ、施行後 3 年には法の執行状況等を勘案して、規定に検討を加えることとされている。

## 第 2 章 目的

- 本保全戦略は、生物多様性国家戦略 2012－2020 に基づき、環境省が自らの取組を中心に策定する。
- 本保全戦略では、生物多様性国家戦略の国別目標 C-2 の達成に向けて、我が国に生息・生育する絶滅危惧種（環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）を対象とし、その保全を全国的に推進するために、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示す。
- なお、本保全戦略の進捗状況については、生物多様性国家戦略の点検及び見直しにあわせて点検を行うこととし、次の生物多様性国家戦略見直しの際には、本保全戦略に示された施策等を、進捗状況も勘案しながら生物多様性国家戦略に適切に反映する。
- なお、絶滅のおそれのある野生生物の種の保全の目的は、種の絶滅を回避し、最終的に本来の生息・生育地における当該種の安定的な存続を確保すること。

## 第 3 章 我が国の絶滅危惧種の現状と課題

### 1. 第 4 次レッドリストの評価結果

- 環境省では、我が国に生息・生育する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅のおそれの度合いを評価し、絶滅のおそれのある種を選定し、レッドリストとして公表している。
- レッドリスト及びレッドリスト掲載種の生息状況等を取りまとめて編纂したレッドデータブックは、絶滅危惧種の状況について国民の理解を促し、保護の推進に広く活用される事を目的に作成された基礎的資料である。環境省では、レッドリストを概ね 5 年、レッドデータブックを概ね 10 年を目途に見直しを行っている。
- 平成 24 年度公表の第 4 次レッドリストでは、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）として 10 分類群合計で 3,597 種が掲載され、第 3 次レッドリストより 442 種増加した。種数の増加の要因には貝類における評価対象の拡大といった事情があるものの、我が国の野生生物が置かれている状況は依然として厳しいことが明らかとなった。

## 2. 我が国の絶滅危惧種の保全に関する現状と課題（平成 23 年度点検結果）

- 平成 23 年度の点検では、環境省第 3 次レッドリストの絶滅危惧種 3,155 種を対象として、レッドデータブックや付属説明資料の情報を元に、減少要因に関する全体的な傾向を見た。絶滅危惧種の減少要因は多岐にわたるが、代表的な減少要因として開発、捕獲・採集、遷移進行、過剰利用、水質汚濁、外来種の影響、農薬汚染、管理放棄等がみられた。ただし、これらの減少要因は、対象種が絶滅危惧種と評価されるに到った要因を示したものであり、現在において同種の回復を阻害している要因では必ずしもないことには留意が必要。近年は、シカ等の中大型哺乳類の個体数増加及び分布拡大による植物への影響が深刻化している。
- また、点検では、抽出された代表的な減少要因に対応する対策に関連した代表的な制度を整理し、それらの制度のうち一部について、絶滅危惧種又はその生息・生育地の保全等各制度による対応状況を点検した。（表 1）
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の制定（平成 4 年）をはじめ、環境影響評価法（平成 9 年）、自然再生推進法（平成 14 年）、特定外来生物による生態系等に関する被害の防止に関する法律（外来生物法）（平成 16 年）、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）（平成 22 年）など、野生生物や自然環境の保全に関係する法律が制定されている。また、自然公園法（昭和 32 年）等においても、生物の多様性の確保に寄与するため、保全対策の強化が行われてきている。
- 地方公共団体においても、条例等に基づいて絶滅危惧種を含む希少種の保全のための施策を講じており、平成 23 年現在では、31 の都道府県が、希少な野生動植物の保護等を目的とした条例を制定している。
- このように、保全に関係する制度的な整備は進んできたといえるが、絶滅危惧種の保全にこれらの様々な既存の制度が十分に活用されてきたとはいえない。このため、対象種の特長や減少要因等の状況に応じて、関連する様々な制度を効果的に活用することが重要。
- 制度運用強化のためには、知見、技術、人員、資金等の確保が重要である。同時に、これらの様々な制約の中で種の絶滅回避のための取組を効果的に推進していくためには、保全に取り組む種の優先順位を明らかにしたうえで、具体的な施策を計画的に実施することが重要。
- 点検結果からは、具体的な施策を検討するために必要な絶滅危惧種に関する知見が不足していることも明らかとなり、必要な情報の収集・蓄積と関係者間の共有が求められている。

表 1 代表的な減少要因に対して想定される対策と関連制度

減少要因	想定される 主な対策	関連する代表的な既存制度の例	保全状況 の例(注1、2)	
(1)生息・生育地の減少又は劣化	○既に失われた生息・生育地の再生等	・自然再生事業(自然再生推進法) ・生態系維持回復事業(自然公園法、自然環境保全法)		
開発	○一定の区域内の開発規制(保護地域)	・生息地等保護区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護地区(鳥獣保護法) ・国立・国定公園(自然公園法) ・自然環境保全地域等(自然環境保全法) ・保護林・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) ・特別緑地保全地区等(都市緑地法等) ・希少種保護条例に基づく保護地域内の開発規制 ・その他条例に基づく保護地域内の開発規制 ・その他(地域指定の天然記念物、保安林、保護水面等)	保護地域カバー率(開発):21%	
	○事業時の環境配慮等	・環境影響評価(環境影響評価法) ・その他条例に基づく環境影響評価の制度		
過剰利用等	○一定の区域内の立入・乗入等の利用制限(保護地域)	・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) ・国立・国定公園内の特別地域、海域公園地区等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区等(自然環境保全法) ・保護林(国有林野の管理経営に関する法律) ・特定自然観光資源(エコツーリズム推進法) ・条例に基づく保護地域内の立入・乗入等規制	保護地域カバー率(過剰利用等):31%	
	○利用時の環境配慮等	・エコツーリズム推進協議会等(エコツーリズム推進法)		
管理放棄・遷移進行等	○生息・生育地の維持管理等	・地域連携保全活動(生物多様性地域連携促進法) ・風景地保護協定(自然公園法)		
(2)種の捕獲・採集	○捕獲規制		種指定率:64%	
	区域を定めず種等を指定した捕獲・採集の制限	・国内希少野生動物種の捕獲規制(種の保存法) ・鳥獣の捕獲規制(鳥獣保護法) <sup>注3</sup> ・地域を指定しない天然記念物(文化財保護法) ・希少種保護条例に基づく捕獲規制 ・その他(水産資源保護法の保護動物など)	種指定率(国):7% 種指定率(県):25%	
	一定の区域を定めた全種又は指定種の捕獲・採集の制限	・国立・国定公園内の特別地域、海域公園地区等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区、海域特別地区等(自然環境保全法) ・鳥獣保護区(鳥獣保護法) <sup>注3</sup> ・地域指定の天然記念物(文化財保護法) ・保護林(国有林野の管理経営に関する法律) ・条例に基づく保護地域内での捕獲規制	保護地域カバー率(捕獲等):6% 種指定率(保護地域内):50%	
(3)生態系の攪乱	外来種等による捕食・競合等(シカ等の大型哺乳類の個体数増加・分布拡大を含む)	○外来種等の放出等規制		
		区域を定めず種指定	・特定外来生物の放出規制(外来生物法) ・地方自治体の条例等による外来種の放出規制	
		一定の区域を定める(保護地域内)	・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・鳥獣保護区内の特別保護指定区域(鳥獣保護法) ・国立・国定公園内の特別地域(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区(自然環境保全法) ・条例に基づく保護地域内の放出規制	
		○外来種等のモニタリング、防除等(シカ等の個体数調整を含む)	・特定外来生物の防除(外来生物法) ・生態系維持回復事業(自然公園法、自然環境保全法) ・鳥獣保護区における保全事業(鳥獣保護法) ・保護林・緑の回廊(国有林野の管理経営に関する法律) ・地域連携保全活動(生物多様性地域連携促進法)	
水質汚濁・農薬汚染	○一定の区域内の排出規制(保護地域)	・生息地等保護区内の管理地区(種の保存法) ・国立・国定公園内の特別地域等(自然公園法) ・原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区(自然環境保全法) ・条例に基づく保護地域内の排出規制		
	○区域を定めない排出等の規制	・水質汚濁防止法による汚水等の排出規制、農薬取締法による農薬の使用規制等		
○対象種の個体数の積極的な維持・回復(保護増殖)など		・保護増殖事業(種の保存法) ・希少種保護条例に基づく保護増殖の取組 など		

注 1:「保護地域カバー率」は、当該減少要因にかかる絶滅危惧種の分布域(分布データのある種に限る)を国立・国定公園、自然環境保全地域等、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区がカバーしている割合を示す。  
 注 2:「種指定率(国)」は、捕獲・採集を減少要因とする絶滅危惧種のうち国内希少野生動物種、狩猟鳥獣以外の鳥獣、天然記念物として捕獲等が規制されている種数の割合を、「種指定率(県)」は同じく希少種保護条例によって指定され捕獲等が規制されている種数の割合を、「種指定率(保護地域内)」は同じく国立・国定公園の特別地域、同じく海域公園地区、自然環境保全地域の特別地区で指定され区域内の捕獲等が規制されている種数の割合を示す。「種指定率」はこれらの合計(重複は除く)。  
 注 3:鳥獣保護法により鳥獣は、狩猟によるものを除き原則捕獲が禁止されているが、鳥獣保護区では狩猟を行うことができない。

### 3. 希少野生生物の国内流通管理に関する現状と課題

- 種の保存法では、我が国に生息・生育する「国内希少野生動植物種」のみならず国際的な協力による保全が必要とされる絶滅危惧種についても「国際希少野生動植物種」として国内での流通を規制していることから、平成 23 年度の点検では、規制対象種の国内流通管理の状況も点検した。
- その結果、点検会議の提言及び中央環境審議会の答申において、違法な取引等に対する罰則が弱いこと、譲渡し等を行える国際希少野生動植物種の個体等の登録制度について、手続改善等を行うべきことが指摘された。これを踏まえ、平成 25 年 6 月の法改正によって、罰則の強化や広告の規制がなされた。
- また、今般の改正法では、施行後 3 年に登録制度も含めた法規定の検討を加えることとされており、今後、必要な調査や対応策の検討を継続して行う。

## 第 4 章 基本的考え方

- 点検会議の提言を元に、我が国に生息・生育する絶滅危惧種をどのように保全していくのか、基本的な考え方を記述する。なお、生息域外保全及び野生復帰の基本的な考え方については、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」（平成 21 年 1 月）<sup>1</sup>及び「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」（平成 23 年 1 月）をもとに整理を行う。
- 本章では、環境省が絶滅危惧種の保全を推進するにあたっての基本的な考え方を示すものであるが、地方公共団体等における保全政策の立案・実施の際にも参考となるものである。

### 1. 絶滅危惧種保全の優先度の考え方

- 絶滅危惧種の保全のための対策を講ずるにあたっては、①種の存続の困難さと、②対策効果の大きさの二つの視点で評価し、取り組む種の優先度を決定する。
- 種の存続の困難さは、レッドリストのカテゴリー（ランク）を基本とする。なお、種によっては増殖率や個体の移動範囲等の特性が大きく異なっていたり、減少要因や生息環境等の種が置かれている状況も様々であるため、レッドリストで同じカテゴリーとされたものでも優先度が異なる場合があることに考慮する。また、カテゴリーにかかわらず急激な状況の悪化によって緊急対策を要すると判断される種についても優先して保全に取り組む。

<sup>1</sup> 同基本方針の「語句の定義」には以下の定義がある。

- ・ 生息域内保全：生態系及び自然の生息地を保全し、持続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、回復すること。
- ・ 生息域外保全：生物や遺伝資源を自然の生息地の外において保全すること。本基本方針では、我が国の絶滅のおそれのある野生動植物種を、その自然の生息地外において、人間の管理下で保存することをいう。
- ・ 野生復帰：生息域外におかれた個体を自然の生息地（過去の生息地を含む）に戻し、定着させること。

- 対策効果の評価には、生息・生育地の生態系等<sup>の保全</sup>に対する効果、社会や地域住民に対する普及効果、他の絶滅危惧種に対する保全の波及効果を含める。
- 上記の優先度の考え方は地方公共団体等が絶滅危惧種の保全に取り組む際にも考慮されるべきものである。環境省が主導して保全に取り組むに<sup>あたっては</sup>、上記の考え方に加えて、個体の広域的な移動性、流通規模、全国レベルでの生物学的重要性（生物多様性上重要な地域に生息する種、固有種等）、<sup>汎用性のある保全手法等の確立に資する</sup>先駆性、国際的な協力の必要性等を考慮する。

## 2. 種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方

### (1) 種の特性や減少要因を踏まえた対策の選定

- 対象とする種の保全を効果的に実施していくためには、それぞれの種の特性（分布様式や特定の環境への依存度合い、増殖率等）や減少要因を踏まえて、様々な保全対策（図 1）の中から有効な対策を適切に選定し、必要に応じて対策を組み合わせる実施することが重要である。
- 例えば、捕獲・採取圧が主な減少要因である種に関しては、捕獲及び流通の規制が有効である。
- また、生息・生育地の減少又は劣化が著しい種については、生態系の維持・改善を図る施策（保護地域による開発規制や自然再生による環境改善等）が必要であり、特に増殖率が高く環境の改善により速やかに回復が見込まれる特性を持つ種には有効である。

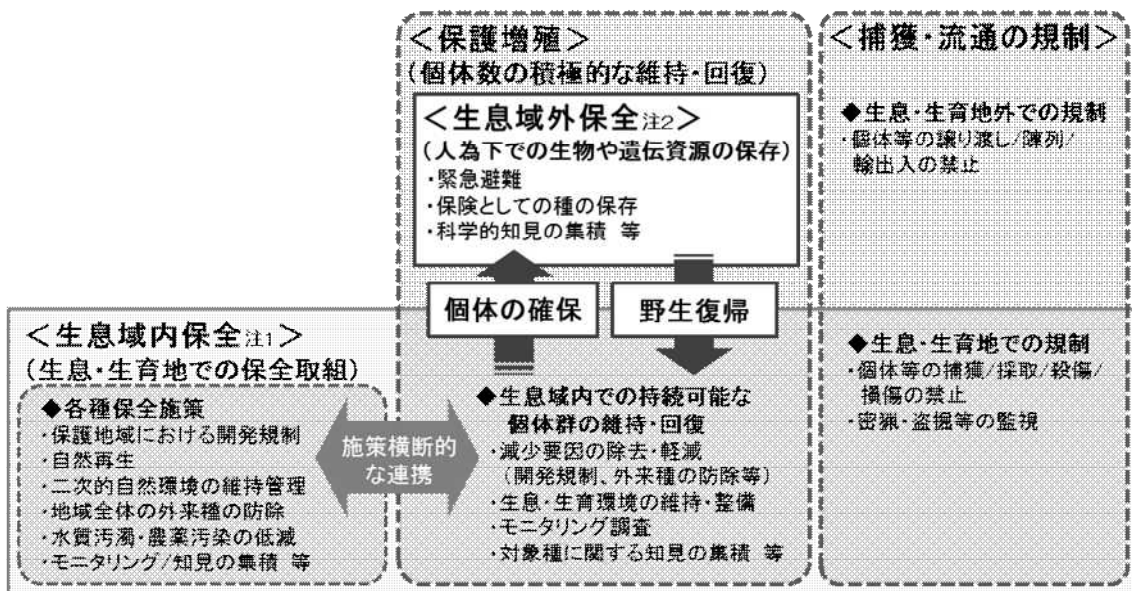


図 1 絶滅危惧種の保全対策の相互関係

注1 保護増殖や捕獲・流通の規制も生息域内保全に含まれる取組があることから、生息域内保全を、「場に着目した保全」「保護増殖（生息域内個体群の維持・回復）」及び「捕獲・流通の規制」の3つに区分した。「場に着目した保全」はその場所の自然環境を、「保護増殖（生息域内個体群の維持・回復）」では個別の種を保全の対象とするが、具体的な対策は共通する場合がある。また、双方の横断的な連携も生息域内保全に含まれる。

注2 生息域外保全（個体の確保を含む）及び野生復帰は生息域内保全の補完であり、特に野生復帰は実施による各種の悪影響等を勘案し、必要に応じて実施するものである。

- 1 ● 一方、既に生息・生育地の保全だけでは種の存続が困難にある種や、そこまで  
2 危機的ではなくとも一旦個体数が減少に転じると回復が困難な傾向にある種  
3 については、対象種の個体数を積極的に維持・回復するため、生息域外保全も  
4 含めて複数の施策を横断的に行う保護増殖の取組を検討する必要がある。
- 5 ● 保全の実施にあたっては、種の分布や遺伝的多様性の状況にも配慮し、保全の  
6 対象とする適切な範囲（保全ユニット、保全単位）を明確化することが肝要で  
7 ある。例えば、淡水魚類等の種のように水系毎の隔離的な分布状況で、遺伝的  
8 に異なる特性を持つ地域個体群毎の保全が必要なものがある一方で、渡り鳥等  
9 の種のように、広く繁殖地、中継地及び越冬地間での連携した保全が必要なも  
10 のもある。
- 11 ● また、地域住民の保全に対する理解と協力も必要であり、草の根の生息・生育  
12 地の保全や持続可能な利用の取組との連携を図ることが重要である。特に、絶  
13 滅危惧種であっても、その生息地が一箇所に集中していたり、個体数が急激に  
14 回復するなどによって、農林水産業や生活などへの被害があるような場合には、  
15 生息地の分散等による被害の軽減などの管理により、地域社会と共生を図るこ  
16 とが、その種の保全の観点からも重要である。

## 17 (2) 生息域外保全と野生復帰の考え方

- 18 ● 絶滅危惧種の保全は、その種の生息・生育地内における保存を図ることが基  
19 本であるため、生息域外保全はその補完として活用する。
- 20 ● 生息域外保全は、生息域内における同種個体群の絶滅のおそれに応じた目的設  
21 定（緊急避難、保険としての種の保存、科学的知見の集積）が必要である。ま  
22 た、生息域外保全を実施する種の選定にあたっては、基本的には当該種の生息  
23 域内での種の存続の困難さの高い種が優先される。しかし、比較的種の存続の  
24 困難さが低い種であっても、将来的に絶滅の危険性が高まることが予測される  
25 場合は、早い段階から飼育・栽培・繁殖技術等に係る科学的知見の集積を行う  
26 とともに、得られた知見（生理・生態情報等）を生息域内での保全にフィード  
27 バックすることも必要である。また、飼育・栽培下個体群をつくる野生個体由  
28 来の創始個体（ファウンダー）の確保に関しては、生息域外保全の実施自体が  
29 過度な捕獲・採取の要因とならないよう、生息・生育地での状況を考慮するこ  
30 とも必要である。
- 31 ● 絶滅危惧種の生息域外保全及び野生復帰については、生息域内保全の補完とし  
32 て、生息域内の個体群の復活又は補強に有効な手段と考えられる。ただし、野  
33 生復帰については、自然の生息地以外への導入や遺伝的地域特性への配慮の欠  
34 如によって、実施する場所の生態系やその場所の個体群に対して悪影響を与え  
35 る危険性もある。したがって、実施した場合の効果と悪影響の可能性を十分に  
36 検討して必要性を評価するとともに、実現可能性を検討し、その目的や手法に  
37 応じて計画的に実施することが重要である。このため、個々の種について生息  
38 域外保全及び野生復帰を実施する前に、それぞれに実施計画を作成する必要が  
39 ある。

● 絶滅種（EX）については、国外の同種個体を野生復帰（再導入）することで対象種を復活させる可能性はあるが、現在の生態系や地域社会に様々な悪影響を及ぼす危険性もあり、実施の前に多面的かつ慎重な検討が必要である。例えば、国外に存在する種と絶滅した国内種との同一性、再導入する種の生態や再導入先の生態系に果たす役割及び影響、再導入する個体の確保のための具体的方策（個体の確保、繁殖技術、繁殖実施主体及び繁殖場所、再導入場所、費用やスケジュール等）、再導入先により定着可能な生息・生育地環境の条件、地域の理解や合意形成等の社会的条件、再導入する種の個体の扱いに関する原産国の同意や同種個体の確保による本来の生息地への影響等を十分に検討する必要がある。

### 3. 計画的な保全対策実施の考え方

#### (1) 知見及び技術の集積と共有

● 保全の推進にあたって、絶滅危惧種の科学的知見（分布、個体数、繁殖等の生態、好適環境等）や現在の生息・生育の現状、保全状況等に関する情報、保全手法や保全技術等の蓄積と各関係主体間の共有が重要である。特に、各種の計画立案や事業との調整を早期段階に進め、保全を推進するためには、一定の情報管理を行いつつ、必要な者に必要な情報を提供することが重要である。

● また、我が国全体としての保全の進捗状況を評価するための仕組みの整備も重要であり、環境省が中心となって、保全の取組がどの程度進んでいるかを客観的に把握するための枠組やわかりやすい指標等を検討し、提供することが重要である。

#### (2) 各種制度の効果的な活用

● 絶滅危惧種の特性や減少要因等の状況に応じた対策を適切に選択する。そのため、表 1 にも示したように関連する既存の様々な法令及び各種制度について、その目的や適用の考え方などそれぞれの特性や状況を把握したうえで、相互の組み合わせも含めた効果的な活用を目指す。

● 具体的には絶滅危惧種の保全を推進するにあたって、まずは、種の保存法に基づき、捕獲や流通等の規制が必要な種をはじめ、生息・生育地の保護や保護増殖事業等、同法による対策が効果的な種の指定を一層推進する。

● 種の保存法以外の保護地域制度に関しては、各制度の目的や規制内容等を踏まえつつ、絶滅危惧種の保全にあたってそれらの制度の活用を検討する。

● 具体的には、多様な鳥獣の生息環境を維持・管理することにより、鳥獣の保護を図ることを目的に指定されている鳥獣保護区を活用した希少鳥獣の生息地等の保護を検討する。また、自然公園は、特定の種の保全を目的とするものではないが、区域面積が大きく、絶滅危惧種の生息・生育地及びそれを取り巻く生態系を広く保全する施策として有効であると考えられる。このため、地域指定や地域内のゾーニングの際には、それらの地域の絶滅危惧種の生息・生育環境を保全するという視点を持つとともに、規制をかける動物及び植物の指定を



1 行うにあたっては、環境省が作成するレッドリストの絶滅危惧種を考慮する。

- 2 ● 絶滅危惧種の重要な生息・生育地において外来種やシカ等の中大型哺乳類の影響がある場合には、優先的に防除が実施されるべきである。これらの地域では、
- 3 外来生物法に基づく特定外来生物等の効率的かつ効果的な防除等を生態系管理の一環として計画的に実施するなどの対策の推進を図る。また、国立公園内
- 4 等では生態系維持回復事業の活用を図る。なお、シカ等の中大型哺乳類の対策
- 5 については、鳥獣保護法に基づく特定鳥獣保護管理計画等による都道府県や市
- 6 町村の捕獲等の取組との連携が重要である。
- 7 ● 対象種の特性や分布状況等によっては、個々の生息・生育環境の積極的な改善
- 8 や、複数の生息・生育地間のつながりの確保も検討する必要がある。保護区域
- 9 内での改善の取組、自然再生推進法や生物多様性地域連携促進法の活用その他、
- 10 法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携による取組の推進
- 11 を図る。また、他省庁や地方公共団体による施策との連携も図っていく。
- 12 ● 中大型哺乳類、猛禽類など行動圏が広い種、また里地里山等の二次的自然環境
- 13 に生息・生育する種については、保護地域による規制だけでは不十分な場合が
- 14 あることから、里地里山環境の適切な保全や持続可能な農林水産業の推進、開
- 15 発時の絶滅危惧種への配慮などが重要である。

### 19 (3) 保全の体制等のあり方

- 20 ● 可能な限り多くの絶滅危惧種の保全を実現するためには、制度運用の強化が重
- 21 要であることから、保全の取組の主体となる地方環境事務所を中心に人材や予
- 22 算等の確保に努める。
- 23 ● また、多様な主体の参画を進めるための効果的な連携体制の整備や国民の絶滅
- 24 危惧種の保全に対する関心と理解を高めていくことも不可欠。このため、具体
- 25 的な保全の取組を実施するなかでも、取組の目的に影響を与えない範囲で対象
- 26 種や取組自体を公開するなど、多様な主体の参画や理解の促進に繋がる方法が
- 27 考慮されることも重要。

## 30 第5章 施策の展開

### 31 1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実

#### 32 (1) 絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の整備等

- 33 ● 特に、絶滅危惧種の分布や生息状況、生態等の情報は、保全の取組にかかる優
- 34 先度の決定や、具体的な保全施策の決定に有効である。このため、モニタリン
- 35 グや情報蓄積のための体制を、既存の関連する様々な情報整備の枠組の活用も
- 36 含めて検討し、絶滅危惧種の分布等の基礎的情報の整備を進める。また、整備
- 37 した情報は、適切な管理の上で関係主体との共有を図っていく。

#### 38 (2) レッドリスト及びレッドデータブックの整備

- 39 ● レッドリスト及びレッドデータブックの整備及び定期的な見直しを引き続き
- 40 推進する。なお、現行の環境省レッドリストでは対象外となっている海洋生物

1 に関しては、適切な評価手法等を検討の上で、絶滅のおそれの度合いを評価す  
 2 ることとしている。将来的には、その成果を踏まえ、既存のレッドリストと海  
 3 洋生物のレッドリストの統合や掲載種の移動など、相互の関係を整理していく。

### 4 (3) 絶滅危惧種保全重要地域の抽出

- 5 ● 効果的な保全の推進のためには、個々の種の情報だけではなく、保全上重要な  
 6 場所を把握する必要がある。そのため、種の保全の観点から必要な空間スケ  
 7 ルを考慮しつつ、絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類）が集中する地域や、湧  
 8 水や石炭岩地域等の特殊な環境に依存している種において、小面積であっても  
 9 生存に不可欠な地域の抽出を行う。具体的な検討に際しては、生息・生育地の  
 10 環境の維持・改善により効果的な回復が見込まれる特性を持つ種が対象に含ま  
 11 れるよう考慮する。ただし、当該情報は具体的な種の分布情報と関連するため、  
 12 特に乱獲の対象となり得る種については、情報の取扱いには十分に配慮する必  
 13 要がある。

### 14 (4) 絶滅危惧種の保全状況の分析

- 15 ● 個々の絶滅危惧種の野生下での生息・生育状況や種の回復を阻害している現在  
 16 における要因、多様な主体による保全実施状況等に関する情報を種毎に収集・  
 17 整理し、現在の保全の取組の進捗度合いや不足している対策等を把握するため  
 18 の「絶滅危惧種保全カルテ」を作成することにより、今後講ずべき効果的な対  
 19 策を検討する。そのため、収集すべき具体的な項目やその収集方法、保全状況  
 20 を分析する際の考え方や方法等を検討するとともに、作成した絶滅危惧種保全  
 21 カルテの関係者との共有のあり方や情報の取扱い方法を検討する。その上で、  
 22 対策の優先度の考え方を踏まえ、絶滅危惧Ⅰ類（2,011種）に該当する種から、  
 23 その生態や現状等についてある程度の情報がある種を優先して絶滅危惧種保  
 24 全カルテの作成を行う。なお、絶滅危惧Ⅱ類であっても、なんらかの要因で急  
 25 激な減少が確認されるなど、早急な対策の検討が必要な種については、絶滅危  
 26 惧種保全カルテを作成する。  
 27 ● また、平成 23 年度に実施した絶滅危惧種の保全に関する政策の全般的な点検  
 28 は、今後 10 年程度を目途に定期的に実施する。なお、次の点検に関しては、  
 29 愛知目標の達成状況の点検との関係で適切なタイミングで行う。

## 30 2. 絶滅危惧種の保全対策の推進

### 31 (1) 種の保存法による絶滅危惧種の保全

#### 32 【国内希少野生動植物種の指定の推進】

- 33 ● 種の保存法に基づく国内希少野生動植物種については、当面 2020 年までに 300  
 34 種の追加指定を目指し、それ以降も同様のペースで指定の推進を図る。
- 35 ● 優先度の考え方を踏まえ、絶滅危惧ⅠA 類（CR）のうち、現在国又は地方公  
 36 共団体により規制等の保全が図られていない種から、種の保存法に基づく国内  
 37 希少野生動植物種の指定の有効性を検討し、指定を推進していく。
- 38 ● 我が国の中でも特に重要な生態系がみられ、固有種も多い小笠原諸島や奄美・  
 39 琉球といった地域については、自然公園等による保護区域の取組や外来種対策  
 40

1 等と連携し、効果的な絶滅危惧種の保全方法を検討し、必要に応じ国内希少野  
 2 生動植物種を指定する。

- また、捕獲・採取圧がある種や個体数増加の困難な種などは、絶滅危惧 I B 類  
 4 (EN) や I 類 (CR+EN) を含めて、順次種の保存法の種指定の有効性を検討  
 5 し、対策を推進する。なお、レッドリストのカテゴリーにかかわらず、急激な  
 6 生息・生育環境の悪化や減少要因の増大等により、緊急の対策を要すると判断  
 7 される種についても、種指定等の検討を行う。

- なお、国内希少野生動植物種の選定にあたっては、国民による提案を規制が必要  
 9 な根拠とともに受け付ける体制を整備する。具体的には、環境省のホームペ  
 10 ージにおいて、提案にあたっての様式や提案の受付時期等の詳細を示すことと  
 11 する。得られた提案は、適切な情報管理をおこなったうえで、中央環境審議会  
 12 自然環境部会野生生物小委員会に諮り、指定の候補種を検討することとする。

### 13 【国内希少野生動植物種の保存の取組】

- 国内希少野生動植物種に係る生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策  
 16 定等の執行状況について、定期的な点検・見直しを行う。そのうえで、必要な  
 17 追加的措置や関係者との連携体制も含めた効果的な保全手法について検討し、  
 18 対応する。

- 生息地等保護区は、種の特長や置かれた状況から、その種の個体の生息・生育  
 20 にとって重要な役割を果たしている区域をきめ細かに保護を図る制度である。  
 21 そのため、小面積でも特に重要な区域を保護することが有効な種に対する当該  
 22 制度の活用を検討していく。具体的には、「絶滅危惧種保全重要地域」や「絶  
 23 滅危惧種保全カルテ」等により得られた情報に基づき、保護区指定による保護  
 24 効果が高いと考えられる種及び生息・生育地で、その生息・生育地が良好に維  
 25 持されている区域について、他の制度による保護施策とも連携しながら、指定  
 26 の推進を行う。その際、里地里山等の二次的自然において、維持管理の体制と  
 27 ともに生息地等保護区を活用することも検討していく。また、既存の保護区に  
 28 ついて、区域毎に定める保護の指針に従い、適切な管理や生息・生育環境の  
 29 維持改善を行うと共に、対象種の生息・生育状況の把握に努め、必要に応じ保  
 30 護の指針や区域の見直しを検討する。

- 生息・生育地の維持・再生を図るだけでは不十分であり、個体数の積極的な維  
 32 持・回復が必要な種については、保全手法や保全技術、体制等がある程度整っ  
 33 たものから保護増殖に取り組む。具体的には、「絶滅危惧種保全カルテ」等に  
 34 より得られた情報に基づき、積極的な保護増殖事業の実施による保護効果が高  
 35 いと考えられる種について、他の制度による保護施策とも連携しながら、保護  
 36 増殖事業計画の策定を推進する。すでに保護増殖事業計画が策定されている種  
 37 は、保護増殖検討会等における有識者の知見を活用しつつ着実な実施・保全を  
 38 推進し、事業の実施状況について定期的な評価に努め、必要に応じて計画内容  
 39 の見直しを検討する。

### 【国内希少野生動植物種の解除について】

- 種の保存法に基づく「希少野生動植物種保存基本方針」の第二の1（1）に掲げる選定に関する基本的事項に該当しない国内希少野生動植物種については、その指定を解除する。
- 国内希少野生動植物種が、個体数の回復により環境省レッドリストカテゴリーから外れた場合（ランク外と選定された場合）、指定を解除する。また、カテゴリーが準絶滅危惧（NT）へとダウンリストし、次のレッドリストの見直しにおいても絶滅危惧Ⅱ類（VU）以上に選定されない場合、「希少野生動植物種保存基本方針」の規定を踏まえ、解除による種への影響も含めた指定解除についての検討を開始する。
- 国内希少野生動植物種から解除したことにより、再び環境省レッドリストカテゴリーが上がり絶滅危惧種に選定される場合には、再度指定することを検討する。

### （2）種の保存法以外の制度等の活用

- 絶滅危惧種保全重要地域の抽出や保全状況の評価結果を踏まえ、種の保存法以外の既存の制度や事業等の活用も検討するとともに、関係主体との連携を図る。
- 国指定鳥獣保護区に関しては、希少鳥獣の生息地の維持・管理を図るとともに、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範に指定するなど、絶滅危惧種の生息・生育環境の保全にも配慮しつつ、区域の指定・更新を行う。
- 国立公園内に生息・生育する絶滅危惧種については、その生息・生育状況の把握に努めるとともに、それに基づき、普通地域から特別地域、海域公園地区等への変更の検討や各国立公園の指定動植物（特別地域内や海域公園地区内で採取等が規制される動植物）の更新を順次実施する。また、国立公園に近接する区域に絶滅危惧種が生息・生育している場合には、国立公園の候補地選定要件を満たす範囲の中で、区域の拡張を検討する。
- 国立公園内のシカ対策をはじめとする生態系維持回復事業の実施においては、実施区域内に生息・生育する絶滅危惧種の保全についても考慮しながら、事業を実施する。
- 海洋生物については、レッドリストの整備を踏まえた上で、我が国において海洋保護区に該当する区域の効果的な設定により、その保全を推進する。
- 渡り性の絶滅のおそれのある鳥類の保全については、二国間渡り鳥条約や東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ等の国際的な連携枠組において情報交換や具体的な保全の取組を推進する。
- 広域分布種で全国的に減少傾向にある絶滅危惧Ⅱ類（VU）など、保全対策の方法について情報の共有が有効な種に関しては、各地で実施されている取組などの情報の収集・整備と効果的な保全対策のあり方の検討を行い、全国的な保全取組の推進を目指して、保全に関するガイドライン等の作成に取り組む。

### （3）保全手法及び保全技術の開発と普及

- 1 ● 具体的な事業の実施や既存の事業からの情報収集や分析・評価等により、体制  
2 の構築や合意形成手法を含む保全手法と、生息・生育地の維持・改善技術や増  
3 殖技術等の科学的な保全技術について、必要な開発と普及を推進する。その際、  
4 各分類群内では共通する課題も多いため、分類群単位で特に保全手法や技術の  
5 整備が立ち後れているものを念頭に取組を行う。また、生息環境の視点から、  
6 分類群を横断して複数の種に保全手法・技術が共通するものについても取り組  
7 む。特に里地里山等の二次的自然環境を維持管理することによる該当種の保全  
8 の取組が必要な場合については、地域における取組の情報を収集し、課題と保  
9 全方法を検討する。
- 10 ● 生息域外保全の関係では、(公社)日本動物園水族館協会、(公社)日本植物園  
11 協会、全国昆虫施設連絡協議会及び研究機関等とも連携し、飼育繁殖技術の開  
12 発が遅れている分類群を抽出し、その開発を行うなど、適切な手法及び技術を  
13 蓄積していく。特に生息域外保全の重要な役割を担う主体の一つである(公社)  
14 日本動物園水族館協会とは、生息域外保全の取組推進に関する内容を盛り込ん  
15 だ協定書を今後結び、ツシマヤマネコやライチョウ等の国内希少野生動植物種  
16 をはじめとする絶滅危惧種の生息域外保全の取組を推進するための協力体制  
17 をより一層強化していく。
- 18 ● 保護増殖事業の一環として野生復帰を検討する際には、個々の種毎に置かれた  
19 状況や野生復帰の必要性も異なることから、関係する様々な主体との十分な調  
20 整を行いながら、野生復帰実施の適否や実現可能性を含めた十分な事前検討を  
21 行う。また、実施にあたっては、野生復帰実施計画を作成し、モニタリングを  
22 行って適切な手法及び技術を蓄積し、順応的に取り組む。

### 23 3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進

#### 24 (1) 多様な主体の連携

- 25 ● 基盤となる絶滅危惧種に関する各種知見の集積や具体的な保全の施策の実施  
26 において、関係省庁や地方公共団体との適切な役割分担や協力体制の形成のため、  
27 連携の強化を図る。特に都道府県の担当部局との連絡会を開催することな  
28 どにより、情報共有の体制整備を推進するとともに、個々の保全の取組におい  
29 ても更なる連携を図っていく。
- 30 ● 具体的には、本保全戦略に示した基本的考え方をはじめ、施策の実施及び推進  
31 に有益な絶滅危惧種の保全の考え方、保護増殖事業等により得られた具体的な  
32 保全手法や技術等を積極的に地方公共団体と共有することで、地方公共団体の  
33 取組を支援する。
- 34 ● また、本保全戦略に示した絶滅危惧種保全重要地域や保全状況の評価に関する  
35 情報についても、捕獲・採取を誘発する危険性がある絶滅危惧種の分布情報等  
36 が適切に管理されるよう、情報管理の体制を形成した上で、関連行政機関との  
37 共有を図っていく。これらの情報のうち、社会的な理解の促進と絶滅危惧種の  
38 保全に有益と考えられる情報については、適切な方法により公開する。さらに、  
39 市民参加型で生物多様性情報の集約を進める中でも絶滅危惧種情報の蓄積を  
40

1 図る。

- 2 ● 捕獲・採取圧のある絶滅危惧種について監視活動や保護増殖の取組等、個々の  
 3 保全の取組において、全国規模の専門団体のほか、博物館や地方公共団体の自然系調査研究機関、農林水産業の試験場、大学といった各地域の専門機関及び  
 4 種の保存法に基づく希少野生動植物種保存推進員や市井の有識者等の絶滅危  
 5 惧種の知見を有する者との連携を推進する。また、地域住民、専門家、市井の  
 6 有識者、NGO・NPO、農林水産業従事者、民間企業、各種基金等の多様な主  
 7 体の参画（知見、技術、人員、土地、資金等の提供）を促進するために効果的  
 8 な連携体制の検討を進める。その一環として、保護増殖事業等の取組について、  
 9 企業をはじめとする多様な主体の参画や協力を促進させるマッチングの仕組  
 10 みを検討する。
- 11
- 12 ● 生息域外保全に関する基本方針や野生復帰に関する基本的な考え方等、絶滅危  
 13 惧種の保全に際して重要な考え方については、地方公共団体に限らず絶滅危惧  
 14 種の保全に取り組む主体と共有することが重要であり、(公社) 日本動物園水  
 15 族館協会等の関連機関とも連携して普及広報を図る。
- 16 ● 里地里山を生息・生育環境とする絶滅危惧種の保全の観点からも、自然的・社  
 17 会的条件に応じて管理を積極的に推進する地域について総合的に判断しつつ、  
 18 農林業者をはじめ、NGO・NPO等の民間団体などの地域ネットワーク及び都  
 19 市と農山漁村との交流により、多様な主体が担い手となり意欲を持って持続的  
 20 に利用する枠組みの構築により対応を進める。

## 21 (2) 社会的な理解の促進

- 22 ● 絶滅危惧種の保全について国民の幅広い賛同と理解も重要であり、絶滅危惧種  
 23 の危機の状況や保全の必要性、実際の保全の取組等について、保全活動にあた  
 24 ったの連携やガイドラインの作成を通じた人材育成や、教育の教材としても活  
 25 用可能なパンフレットの作成、ホームページ上での掲載等を通じて、広く普及  
 26 広報を行う。
- 27 ● 具体的な取組として、例えば、ノヤギ駆除の取組によって野生個体群が回復し  
 28 た小笠原諸島のウラジロコムラサキなど、保全のための努力がなされた結果、  
 29 レッドリストの見直しの際に絶滅のおそれが低下した種もある。このような保  
 30 全の取組によって個体群の回復が見られる具体的な成功事例について収集し、  
 31 紹介していく。
- 32 ● 普及広報や教育のために保護増殖事業等の取組を公開する場合には、保護増殖  
 33 の取組に与える影響と公開による効果を勘案し、地域住民をはじめ関係者との  
 34 合意形成を図りながら公開の方法を検討していく。
- 35 ● 普及広報や教育活動においても、(公社) 日本動物園水族館協会、(公社) 日本  
 36 植物園協会、全国昆虫施設連絡協議会の加盟園館や、地域の NGO 等との効果  
 37 的な連携を図るものとする。
- 38 ● 草の根の取組に関し、環境省では自然環境の保全に関し、顕著な功績があった  
 39 者又は団体を表彰する『「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰』を毎年  
 40 行っている。また、環境省では(公財) 日本鳥類保護連盟と共に、全国の小学

1 | 校・中学校・高等学校・一般団体などが行っている野生生物保護活動などの内  
2 | 容を発表する場として「全国野生生物保護実績発表大会」を、野生生物保護に  
3 | 尽力した個人又は団体に対する表彰の場として「全国野鳥保護のつどい」を年  
4 | 1回開催している。自然環境や野生生物の保全について国民の認識を深めるた  
5 | め、引き続きこれらの大会や表彰を実施していく。